

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給を行う。

1 国民健康保険料の減免について

①減免対象者及び減免割合

減免対象者	減免割合
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯	全額を免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の1から3までの全てに該当する世帯 1 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること 2 主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること 3 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	一部～全部を減額

②減免額

保険料の減免額＝減免対象保険料額(ア)×減免割合(イ)

(ア) 減免対象保険料額 (A×B/C)

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯に属する被保険者全員の前年の合計所得金額

(イ) 前年の合計所得金額に応じた減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※ 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず全部を免除する。

③減免の対象となる保険料

令和元年度から令和3年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(※)が設定されているもの。

※ 特別徴収(年金天引き)の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日

2 傷病手当金の支給について

感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかつた場合、申請により傷病手当金を支給する。

①支給対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方

②支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかつた期間のうち、労務に就くことを予定していた日数

③支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数

※ ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

④適用期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間で、療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで延長が可能)